

七 証券取引法施行令第三条の四第四号に掲げる特定有価証券を定める内閣府令（平成五年大蔵省令第十五号）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>証券取引法施行令第三条の四第五号に掲げる特定有価証券を定める内閣府令</p> <p>証券取引法施行令（昭和四十年政令第二百一十一号）第三条の四第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一（二の二）（略）</p> <p>三 法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券のうち、証券取引法施行令第三条の四第一号から第四号までに掲げる有価証券又は前三号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの。</p> | <p>証券取引法施行令第三条の四第四号に掲げる特定有価証券を定める内閣府令</p> <p>証券取引法施行令（昭和四十年政令第二百一十一号）第三条の四第四号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一（二の二）（略）</p> <p>三 法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券のうち、証券取引法施行令第三条の四第一号から第三号までに掲げる有価証券又は前三号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの。</p> |